

1事業者につき

# 20期 千葉市版・持続化給付金

新型コロナウイルス感染症により、特に大きな影響を受ける事業者に対して  
事業の継続を下支えするために支給するものです

## 中小企業者事業継続給付金

### 給付対象者

令和2年1月から申請月の前月まで1か月の売上が

- 前年同月比 **20%~50%未満** 減少している者  
(参考：国の持続化給付金前年比50%以上減)
- 国の持続化給付金を受けていない者
- 引き続き市内で事業継続の意思がある者

- ★申請受付 令和2年9月中旬～12月中旬
- ★申請方法 オンライン又は郵送
- ★必要書類 申請書・誓約書・事業収入比較表  
・運転免許証等の写し・振込口座名他

対象は

飲食業、塗装・板金、内装、電気・ガス・水道業、製造業、  
運輸業、個人タクシー、不動産業、農業、接骨院、整体院、  
学習塾、造園業、建設業、医業、小売業、卸売業、宿泊業、  
理美容業、クリーニング業、NPO法人、その他

千葉市の窓口は「千葉市事業者向け臨時相談窓口」

☎ 043-245-5898 (平日9時～17時)

申請相談  
いたします

### 議会報告

2020年9月

連絡先

日本共産党市議団  
中央区千葉港 1-1 市役所内  
☎ 245-5484  
メールアドレス  
[chibasigidan@nifty.com](mailto:chibasigidan@nifty.com)